

令和7年10月吉日

山辺・中・作谷沢地区農家の皆様へ

山辺町農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会
会 長 佐 藤 光 之

農業用使用済プラスチック及び農薬等空容器の有料回収について

山辺町農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会では、農家の方を対象に不要になった農業用ビニール・マルチ等の農業用使用済プラスチック及び農薬等空容器の有料回収を実施します。

つきましては、農業用使用済プラスチックの適正な処理にご協力くださいますようお願いいたします。なお、農業用使用済プラスチックは産業廃棄物であり、野焼きや不法投棄は違法行為となります。

記

- 1 日時 令和7年11月18日（火） 午前 9時00分～午前10時30分

※混雑の緩和を図るため、山辺・中・作谷沢地区 9:00～10:30

大寺・相模・近江地区 11:00～12:30

に分けての実施とします。

- 2 場所 山辺町役場東側駐車場

※出入口及び搬入・精算の詳しい順路については、裏面の図をご覧ください。

- 3 留意事項

・果樹ビニールハウスやマルチ等農業用ビニール・肥料袋・反射シート・育苗箱・コンテナ・ブルーシート・フレコンバック等及び農薬等空容器が回収対象になります。

・近年、金属類および家庭ゴミの搬入が見受けられます。金属類および家庭ゴミは対象外ですので、絶対に持ち込まないでください。

・汚れや泥を落とし、野菜くずや針金等を取り除き、マイカ線やビニールひも等で、10 kg程度になるように結束してください。また、育苗箱は10枚程度で重ねて結束してください。

・重量は車両ごとトラックスケールで10 kg単位での計量となります。10 kg未満の場合は、10kgとして計量されます。

・農薬等の空容器は、内容物を抜き取り、水洗いのうえ袋に入れてください。

・回収費用の支払い時には、五千円札、一万円札の使用を出来るだけご遠慮ください。

- 4 料金 610円／10kg（消費税込、当協議会による助成後の単価）

※精算は、会場での現金払いとなります。精算の際に様式1（申込書兼委任状）を提出してください。

- 5 車両への表示及び書面の備え付けについて

農業用使用済プラスチックは産業廃棄物です。産業廃棄物の運搬に運搬車（二輪車やトラクター等の農業用の特殊車除く）を使用する場合には、法令により車体の両側面に、産業廃棄物の運搬車である旨の表示、及び定められた書面の備え付けが義務づけられています。様式は別添のものをういて、必要事項を記入して車両へ表示し、書面を備え付けて搬入してください。

【問合せ先】 山辺町農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会
役場産業課 農政係 ☎667-1106